

をする場所をいう。以下同じ。)ごとにその販売場の所在地(販売場を設けない場合には、住所地)の所轄税務署長の免許(以下「販売業免許」という。)を受けなければならない。ただし、酒類製造者がその製造免許を受けた製造場においてする酒類(当該製造場について第七条第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の種類(品目のある種類の酒類)と同一の品目の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類に限る。)の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつぱら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。

2 前項の販売業免許を与える場合において、その販売業免許を受けようとする者が博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする者であると認められるときは、税務署長は、当該販売場に係る同項の販売業免許につき期限を付することができる。

3 第七条第五項の規定は、前項の期限を付した販売業免許について準用する。

(製造免許等の要件)

第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。

一 免許の申請者(酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請者をいう。第三号から第八号までにおいて同じ。)が第十二条第一号若しくは第二号(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。)、第十二条第五号若しくは第十四条第一号若しくは第二号の規定により酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消されたことがある者又はアルコール事業法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号(許可の取消し等)(これらの規定を同法第二十条(準用)、第二十五条(準用)及び第三十条(準用)において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消されたことがある)、第二十五条(準用)及び第三十条(準用)の規定により許可を取り消されたことのある者である場合

二 酒類製造者若しくは酒類の販売業免許を受けた者(以下「酒類販売業者」という。)である法人が第十二条第一号、第二号若しくは第十四条第一号若しくは第二号の規定により酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消された場合(第十二条第二号の規定により酒類の製造免許を取り消された場合については当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に、第十四条第二号の規定により免許を取り消された場合については当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に、第十四条第二号の規定により酒類の販売業免許を取り消された場合については当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に該当することとな

をする場所をいう。以下同じ。)ごとにその販売場の所在地(販売場を設けない場合には、住所地)の所轄税務署長の免許を受けなければならない。但し、酒類製造者がその免許を受けた製造場においてする酒類(当該製造場について第七条第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の種類(品目のある種類の酒類)については、品目)の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類に限る。)の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつぱら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。

2 前項の免許を与える場合において、その免許を受けようとする者が博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする者であると認められるときは、税務署長は、当該販売場に係る同項の免許につき期限を附することができる。

3 第七条第五項の規定は、前項の期限を附した免許について準用する。

(免許の要件)

第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、免許を与えないことができる。

一 免許の申請者が第十二条第一号若しくは第二号(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。)、第十二条第五号若しくは第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消されたことがある者又はアルコール事業法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号(許可の取消し等)(これらの規定を同法第二十条(準用)、第二十五条(準用)及び第三十条(準用)において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消されたことがある)者である場合

二 酒類製造者若しくは酒類の販売業免許を受けた者(以下「酒類販売業者」という。)である法人が第十二条第一号、第二号若しくは第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消された場合(第十二条第二号の規定により免許を取り消された場合は当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に、第十四条第二号の規定により酒類の販売業免許を取り消された場合は当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に該当することとな

2 税務署長は、前項の条件を付した後において、その必要がなくなつたときは、その条件を緩和し、又は解除しなければならない。

(製造又は販売業の廃止)

第十七条 酒類製造者又は酒母等の製造者がその製造の全部又は一部を廃止しようとするときは、政令で定める手続により、酒類の製造免許又は酒母若しくはもろみの製造免許の取消しを申請しなければならない。

2 酒類販売業者がその販売業を廃止しようとするとき（その販売場の全部又は一部を廃止しようとするときを含む。）は、政令で定める手続により、酒類の販売業免許の取消しを申請しなければならない。

(製造業又は販売業の相続)

第十九条 省略

3 前項の規定の適用については、第十条第六号中「申請前」とあるのは、「申告前」とする。

(必要な行為の継続等)

第二十条 第七条第四項の規定により酒類の製造免許に付された期限が経過した場合、酒類の製造免許が取り消された場合又は酒類製造者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該期限を付された製造免許を与えられていた者、当該取り消された製造免許を受けていた者（合併により酒類の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が酒類の製造免許を受けないとときは、当該法人を含む。）又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒類の製造又は販売を継続させることができる。

2 酒母若しくはもろみの製造免許が取り消された場合又は酒母等の製造者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、その製造場に半製品が現存するときは、税務署長は、当該取り消された製造免許を受けていた者（合併により酒母又はもろみの製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が酒母又はもろみの製造免許を受けないとときは、当該法人を含む。）又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒母又はもろみの製造を継続させることができる。

(製造又は販売業の廃止)

第十七条 酒類製造者又は酒母等の製造者がその製造の全部又は一部を廃止しようとするときは、政令で定める手続により、免許の取消を申請しなければならない。

2 酒類販売業者がその販売業を廃止しようとするとき（その販売場の全部又は一部を廃止しようとするときを含む。）は、政令で定める手続により、免許の取消を申請しなければならない。

(製造業又は販売業の相続)

第十九条 同上

3 前項の規定の適用については、第十条第六号中「免許の申請前」とあるのは、「申告前」とする。

(必要な行為の継続等)

第二十条 第七条第四項の規定により酒類の製造免許に付された期限が経過した場合、酒類の製造免許が取り消された場合又は酒類製造者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該期限を付された免許を与えられていた者、当該取り消された免許を受けていた者（合併により免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が免許を受けないとときは、当該法人を含む。以下本条において同じ。）又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒類の製造又は販売を継続させることができる。

2 酒母若しくはもろみの製造免許が取り消された場合又は酒母等の製造者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、その製造場に半製品が現存するときは、税務署長は、当該取り消された免許を受けていた者又は当該相続人の申請により、期間を指定し、当該酒母又はもろみの製造を継続させることができる。

3 第九条第二項の規定により酒類の販売業免許に付された期限（同条第三項において準用する第七条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限）が経過した場合、酒類の販売業免許が取り消された場合又は酒類販売者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該期限を付された販売業免許を与えられていた者、当該取り消された販売業免許を受けていた者（合併により酒類の販売業免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が酒類の販売業免許を受けないときは、当該法人を含む。）又はその相続人が酒類を所有しているときは、税務署長は、その者の申請により、期間を指定し、当該酒類の販売を継続させることができる。

4 省略

（製造免許等の通知）

第二十一条 税務署長は、第七条第一項の規定による酒類の製造免許、同条第五項（第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許の期限の延長、第八条の規定による酒母若しくはもろみの製造免許、第九条第一項の規定による酒類の販売業免許、第十条の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許の拒否、第十一条の規定による酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許の条件の設定、緩和若しくは解除、第十二条（第十三条において準用する場合を含む。）若しくは第十四条の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許の取消し、第十六条の規定による許可若しくは不許可又は第十七条の規定による申請に基づく酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許の取消しをしたときは、文書をもつて、その旨をその者に通知しなければならない。

（課税標準）

第二十二条 酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量とする。
2 前項の場合において、粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行う。

（課税標準及び税率）

第二十二条 酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量とし、その税率は、次に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

一 清酒
(1) アルコール分が十五度以上十六度 十四万五百円
(2) 未満のもの アルコール分が十六度以上のもの 十四万五百円にアルコール分が十五

3 第九条第二項の規定により酒類の販売業免許に付された期限（同条第三項において準用する第七条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限）が経過した場合、酒類の販売業免許が取り消された場合又は酒類販売者の相続人につき前条第二項の規定の適用がない場合において、当該期限を付された免許を与えられていた者、当該取り消された免許を受けていた者又はその相続人が酒類を所有しているときは、税務署長は、その者の申請により、期間を指定し、当該酒類の販売を継続させることができる。

4 同上

（免許等の通知）

第二十二条 税務署長は、第七条第一項の規定による免許、同条第五項（第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による免許の期限の延長、第八条若しくは第九条第一項の規定による免許、第十条の規定による免許の拒否、第十二条の規定による免許の条件の設定、緩和若しくは解除、第十二条（第十三条において準用する場合を含む。）若しくは第十四条の規定による免許の取消し、第十六条の規定による許可若しくは不許可又は第十七条の規定による申請に基づく免許の取消しをしたときは、文書をもつて、その旨をその者に通知しなければならない。

(4)	アルコール分が二十一度未満のもの	アルコール分が二十一度未満のもの	度を超える一度ごとに九千三百七十円をえた金額
(3)	アルコール分が二十五度未満二十一度以上のもの	アルコール分が二十五度未満二十一度以上のもの	十四万五百円からアルコール分が十五度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに九千三百七十円を引いた金額
(2)	アルコール分が二十六度以上二十一度未満のもの	アルコール分が二十六度以上二十一度未満のもの	九万四千六百円からアルコール分が十五度を超える一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに六千三百七円を引いた金額
(1)	アルコール分が二十六度以上二十一度未満八度以下のもの	アルコール分が二十六度以上二十一度未満八度以下のもの	九万四千六百円からアルコール分が十五度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに六千三百七円を引いた金額
三	しょうちゅう	アルコール分が八度未満のもの	九万四千六百円からアルコール分が十五度を超える一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに六千三百七円を引いた金額
(4)	アルコール分が八度未満のもの	アルコール分が八度未満のもの	九万四千六百円からアルコール分が十五度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに六千三百七円を引いた金額
(3)	アルコール分が二十五度未満二十一度以上のもの	アルコール分が二十五度未満二十一度以上のもの	九万四千六百円からアルコール分が十五度を超える一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに六千三百七円を引いた金額
(2)	アルコール分が二十六度以上二十一度未満のもの	アルコール分が二十六度以上二十一度未満のもの	九万四千六百円からアルコール分が十五度を超える一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに六千三百七円を引いた金額
(1)	アルコール分が二十六度以上二十一度未満八度以下のもの	アルコール分が二十六度以上二十一度未満八度以下のもの	九万四千六百円からアルコール分が十五度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに六千三百七円を引いた金額
二	合成清酒	アルコール分が八度未満のもの	九万四千九百円
(4)	アルコール分が八度未満のもの	アルコール分が八度未満のもの	九万四千九百円
(3)	アルコール分が十五度未満八度以上のもの	アルコール分が十五度未満八度以上のもの	九万四千九百円
(2)	アルコール分が十六度以上十六度未満のもの	アルコール分が十六度以上十六度未満のもの	九万四千九百円
(1)	アルコール分が十五度未満八度以上のもの	アルコール分が十五度未満八度以上のもの	九万四千九百円

四

みりん

(1) アルコール分が十三・五度以上十

二万六百円

(2) アルコール分が十四・五度以上のもの

二万六百円からアルコール分が十三

(3) アルコール分が十三・五度未満八

・五度を超える一度ごとに千六百円

(4) アルコール分が八度未満のもの

をえた金額

(5) アルコール分が十四・五度未満八

二万六百円からアルコール分が十

(6) アルコール分が十三・五度未満八

三・五度を下る一度（一度未満の端

(7) アルコール分が八度未満のもの

数があるときは、その端数は一度と

(8) アルコール分が八度未満のもの

みなす。）（）に千六百円を引いた

(9) アルコール分が八度未満のもの

金額

(10) アルコール分が八度未満のもの

一万二千円

(11) アルコール分が八度未満のもの

二十二万二千円

(12) アルコール分が八度未満のもの

七万四百七十二円

(13) アルコール分が八度未満のもの

十万三千七百二十一円

(14) アルコール分が八度未満のもの

十万三千七百二十二円にアルコール

(15) アルコール分が八度未満のもの

分が十二度を超える一度ごとに八千

(16) アルコール分が八度未満のもの

六百四十四円をえた金額

(17) アルコール分が八度未満のもの

四十万九千円

(18) アルコール分が八度未満のもの

四十万九千円にアルコール分が四十

(19) アルコール分が八度未満のもの

度を超える一度ごとに一万二百二十

(20) アルコール分が八度未満のもの

五千をえた金額

(21) アルコール分が八度未満のもの

四十万九千円からアルコール分が四十

(22) アルコール分が八度未満のもの

度を下る一度（一度未満の端数が

(23) アルコール分が八度未満のもの

あるときは、その端数は一度とみな

(24) アルコール分が八度未満のもの

す。）ごとに一万二千五百円を引

(25) アルコール分が三十八度未満のもの

いた金額

(26) アルコール分が三十八度未満のもの

三十七万八千三百二十五円

八

スピリッツ類

(1) アルコール分が三十八度未満のもの

三十六万七千百八十八円

(2) の アルコール分が三十八度以上のもの
アルコール分が十三度以上の中のもの

三十六万七千百八十八円にアルコール分が三十七度を超える一度ごとに九千九百二十四円を加えた金額

九

リキューール類

(1) アルコール分が十三度未満のもの
(2) アルコール分が十三度以上のもの

十一万九千八十八円

十一万九千八十八円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに九千九百二十四円を加えた金額

十
イ 雜酒

イ 発泡酒

(1) 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十以上のもの

二十二万二千円

(2) 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上の中のもの

十七万八千百二十五円

(3) 上のものその他の中のもの

十三万四千二百五十円

ハ 口 粉末酒

ハ その他の中のもの

(1) その性状がみりんに類似するもの
(2) アルコール分が十三・五度以上

二万六千五百円

(1) アルコール分が十三・五度以上
(2) アルコール分が十四・五度以上

三十二万五百円

(1) 十四・五度未満のもの
(2) アルコール分が十四・五度以上

二万六千五百円

(1) アルコール分が十三・五度未満
(2) 八度以上のもの

二万六千五百円にアルコール分が十三・五度を超える一度ごとに千六百円を加えた金額

(1) アルコール分が十三・五度未満
(2) 八度以上のもの

二万六千五百円からアルコール分が十三・五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに千六百円を引いた

(1) アルコール分が八度未満のもの

一万二千円

(2) その他のもの

アルコール分が十三度未満のも

十万三千七百二十二円

(ii) の アルコール分が十三度以上のもの

十万三千七百二十二円にアルコール
分が十二度を超える一度ごとに八千
六百四十四円を加えた金額

2)

次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のもの（発泡性を有するものに限る。）に対する酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次項に掲げる算式により算出した金額とする。

種類	品目等	酒類		基準アル コール分	基 準 率 率
		じようちゅう	果実酒類		
ウイスキー類			果 実 酒	二十五度	二十四万八千百円
スピリッツ類	スピリッツ		甘味果実酒	十二度	七万四百七十二円
リキュール類	スピリッツ	三十七度	四十度	十一度	十万三千七百二十二円
その他の雑酒（第一項第十号ハ(2)に掲げる酒類に該当するものに限る。）		十二度			三十六万七千八十八円
					三十六万九千八十八円
					十万三千七百二十二円

3

前項に規定する算式は、次に掲げるものとし、当該算出の過程において生ずる円位未満の端数の金額及び当該酒類のアルコール分の度数の「一度未満の端数は、切り捨てて計算するものとする。」

$$\text{当該酒類に対する税率} = \frac{\text{当該酒類の基準税率}}{\text{当該酒類の基準アルコール分}} \times \text{当該酒類のアルコール分の度数} \quad (\text{当該酒類のアルコール分が8度未満の場合には8度})$$

4

前各項の規定の適用に関して、必要な事項は、政令で定める。

第四章 免税及び税額控除等

第113条 酒税の税率は、酒類の種類に応じ、「キロリットルにつき、次に定める金額とする。」

一 発泡性酒類 二十二万円

二 醸造酒類 十四万円

三 蒸留酒類 二十万円（アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十一万円にアルコール分が二十度を超える一度）とに一万円を加えた金額）

四 混成酒類 二十二万円（アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十二万円にアルコール分が二十度を超える一度）とに一万千円を加えた金額）

発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上ものでアルコール分が十度未満のものに限る。） 十七万八千百二十五円

二 発泡酒（原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。） 十三万四千二百五十円

三 その他の発泡性酒類（ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で次に掲げるもの以外のものを除く。） 八万円

イ 糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの（ハイキス分が二度以上のものに限る。）

ロ 発泡酒（政令で定めるものに限る。）にスピリッツ（政令で定めるものに限る。）を加えたもの（エキス分が一度以上のものに限る。）

3 釀造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 清酒 十二万円
二 果実酒 八万円

4 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリッツであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。

5 混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 合成清酒 十万円

二 みりん及び雑酒（その性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものに限る。）二万円

三 甘味果実酒及びリキュール 十二万円（アルコール分が十三度以上のものにあつては、十二万円にアルコール分が十二度を超える一度ことに一万円を加えた金額）

四 粉末酒 三十九万円

6 前各項の規定の適用に關し、必要な事項は、政令で定める。

第二十四条から第二十七条まで 削除

第四章 免税及び税額控除等

（未納税移出）

第二十八条 省略

第二十九条 省略

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一・二 省略
4 第一項の移出をした酒類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、政令で定める手続により、その亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、当該税務署長から亡失証明書の交付を受けたときは、当該証明書は、第二項に規定する政令で定める書類に代えて用いることができる。

5・6 省略

（未納税移出）

第二十八条 同上

第二十九条 同上

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一・二 同上
4 第一項の移出をした酒類を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合において、政令で定める手続により、その亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長に亡失の事実を届け出て、当該税務署長から亡失証明書の交付を受けたときは、当該証明書は、第二項に規定する政令で定める書類に代えて用いることができる。

5・6 同上

7 第一項の規定に該当する酒類を同項各号に掲げる場所に移入した者は、政令で定めるところにより、当該酒類の移入の目的（当該酒類が同項第四号に掲げる酒類であるときは、当該移入の理由）、税率の適用区分（品目を含む。以下同じ。）及び当該区分ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に、当該移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

8・9 省 略

（移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告）

第三十条の二 省 略

2 酒類製造者（第六条の三第五項の規定によりその他の醸造酒の製造者とみなされた者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、既にその製造場から移出した酒類（既に前項の規定により申告をした酒類を除き、第一号又は第二号の場合においては、第六条の三第一項の規定に該当することにより移出したものとみなされた酒類（酒母又はもろみについて、第六条の三第五項の規定によりその他の醸造酒とみなされたものを含む。）を含む。）について前項に掲げる事項を記載した申告書を、当該該当することとなつた日から十日を経過する日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・三 省 略

3 前条第一項若しくは第五項の戻入れをした者又は同条第三項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において第一項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第三項又は第五項の規定により控除又は還付を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受ける金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れ又は移入をした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

（みなし製造）

第四十三条 酒類に水以外の物品（当該酒類と同一の品目の酒類を除く。）を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

一・二 省 略

三 連続式蒸留しようちゅうと単式蒸留しようちゅうとの混和をしたとき。

四 省 略

7 第一項の規定に該当する酒類を同項各号に掲げる場所に移入した者は、政令で定めるところにより、当該酒類の移入の目的（当該酒類が同項第四号に掲げる酒類であるときは、当該移入の理由）、税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に、当該移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

8・9 同 上

（移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告）

第三十条の二 同 上

2 酒類製造者（第六条の三第五項の規定によりその他の雑酒の製造者とみなされた者を含む。）は、次の各号の一に該当するときは、既にその製造場から移出した酒類（既に前項の規定により申告をした酒類を除き、第一号又は第二号の場合においては、第六条の三第一項の規定に該当することにより移出したものとみなされた酒類（酒母又はもろみについて、第六条の三第五項の規定によりその他の雑酒とみなされたものを含む。）を含む。）について前項に掲げる事項を記載した申告書を、当該該当することとなつた日から十日を経過する日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・三 同 上

3 前条第一項若しくは第五項のもどし入れをした者又は同条第三項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において第一項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第三項又は第五項の規定により控除又は還付を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受ける金額その他の事項を記載した申告書を当該もどし入れ又は移入をした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

（みなし製造）

第四十三条 酒類に水以外の物品（当該酒類と同一の種類及び品目に属する酒類を除く。）を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。但し、左に掲げる場合については、この限りでない。

一・二 同 上

三 しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類との混和をしたとき。

四 同 上

五 酒類製造者が、政令で定めるところにより、その製造免許を受けた品目の酒類（政令で定める品目の酒類に限る。）と糖類その他の政令で定める物品との混和をしたとき（前各号に該当する場合を除く。）。

六 省 略

2 前項の場合において、酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。）の混和をした酒類の品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該混和前の酒類の品目とする。

3 第一項第一号の規定の適用を受けて、清酒にアルコールその他の物品を加えた酒類は、清酒とみなす。

4 第一項第六号の規定の適用を受けて、酒類にアルコールその他の物品の混和をした酒類は、当該混和前の品目の酒類とみなす。

5 第一項の規定にかかわらず、酒類の製造場以外の場所で酒類と水との混和をしたとき（政令で定める場合を除く。）は、新たに酒類を製造したものとみなす。この場合において、当該混和後の酒類の品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該混和前の酒類の品目とする。

6 連続式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールと連続式蒸留しようちゅうとの混和をしてアルコール分が三十六度未満の酒類としたときは、新たに連続式蒸留しようちゅうを製造したものとみなす。

7 単式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールと単式蒸留しようちゅうとの混和をしてアルコール分が四十五度以下の酒類としたときは、新たに単式蒸留しようちゅうを製造したものとみなす。

8 第一項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、リキュールと水又は炭酸水との混和をしてエキス分二度未満の酒類としたときは、新たにスピリッツを製造したものとみなす。

12| 11| 10| 9| 8| 7|
省 略 同 上 同 上 同 上

（原料用酒類及び酒母等の処分禁止）

第四十四条 酒類製造者が第七条第一項ただし書の規定により製造免許を受けないで製造した酒類を当該製造場から移出しようとするとときは、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。ただし、酒類製造者が自己の他の酒類製造場において製造免許を受けている酒類の原料（移出する

五 酒類製造者が、政令で定めるところにより、その製造免許を受けた種類又は品目の酒類（政令で定める種類又は品目の酒類に限る。）と糖類その他の政令で定める物品との混和をしたとき（前各号に該当する場合を除く。）。

六 同 上

2 前項第一号の規定の適用を受けて、清酒にアルコールその他の物品を加えた酒類は、清酒とみなす。

3 第一項第六号の規定の適用を受けて、酒類にアルコールその他の物品の混和をした酒類は、当該混和前の種類又は品目の酒類とみなす。

4 連続式蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールとしようちゅう甲類との混和をしてアルコール分が三十六度未満の酒類としたときは、新たにしようちゅう甲類を製造したものとみなす。

5 連続式蒸留機以外の蒸留機によつて蒸留された原料用アルコールとしようちゅう乙類との混和をしてアルコール分が四十五度以下の酒類としたときは、新たにしようちゅう乙類を製造したものとみなす。

6 第一項の規定にかかわらず、リキュール類と水又は炭酸水との混和をしてエキス分二度未満の酒類としたときは、新たにスピリッツを製造したものとみなす。

10| 9| 8| 7|
同 同 上 同 上 同 上

（原料用酒類及び酒母等の処分禁止）

第四十四条 酒類製造者が第七条第一項但書の規定により免許を受けないで製造した酒類を当該製造場から移出しようとするとときは、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。ただし、酒類製造者が自己の他の酒類製造場において免許を受けている酒類の原料（移出する

料（移出する製造場において製造免許を受けている酒類と同一の品目の酒類の原料とする場合に限る。）とするための酒類で、かつ、第二十八条第一項の規定の適用を受けて移出する場合については、この限りでない。

2 省略

3 税務署長は、前項の承認を与える場合において、酒税の取締り上特に必要があると認めるときは、酒母又はもろみに酒類として飲用することができない処置を施すべき旨を命ずることができる。

（密造酒類の所持等の禁止）

第四十五条 何人も、法令において認められる場合のほか、製造免許を受けない者の製造した酒類、酒母若しくはもろみ又は輸入したこれらのもので関税法第六十七条の規定による輸入の許可を受けないものを所持し、譲り渡し、又は譲り受けではない。

（密造酒類の所持等の禁止）

第四十五条 何人も、法令において認められる場合の外、免許を受けない者の製造した酒類、酒母若しくはもろみ又は輸入したこれらのもので関税法第六十七条の規定による輸入の許可を受けないものを所持し、譲り渡し、又は譲り受けではない。

（承認を受ける義務）

第五十条 酒類製造者又は酒類販売業者は、次に掲げる場合（酒類販売業者について、第五号及び第七号に掲げる場合に限る。）においては、政令で定めるところにより、その製造場又は販売場の所在地（酒類販売業者が販売場を設けていない場合には、住所地）の所轄税務署長の承認を受けなければならない。ただし、

第四十三条第一項第六号の承認を受けるべき場合には、この限りでない。
一 第三条第七号ロの規定に該当する清酒を製造しようとするとき。
二・三 省略

四 第三条第十五号イ若しくはロ又は第十六条イに掲げる酒類をスピリッツの製造の原料に供しようとするとき。

五 酒類に水その他の物品（酒類を含む。）を混和しようとするときで政令で定める場合。ただし、前各号のいずれかに該当する場合を除く。

六 省略

七 前各号のほか、酒類の製造、貯蔵又は販売に関し酒税の取締り又は保全上必要がある場合で政令で定めるとき。

2 税務署長は、前項各号の場合において、酒税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除いては、同項の承認を与えるものとする。

第五十四条 第七条第一項又は第八条の規定による製造免許を受けないで、酒類、

製造場において免許を受けている酒類と同一の種類又は品目の酒類の原料とする場合に限る。）とするための酒類で、かつ、第二十八条第一項の規定の適用を受けて移出する場合については、この限りでない。

2 同上

3 税務署長は、前項の承認を与える場合において、酒税の取締り上特に必要があると認めるときは、酒母又はもろみに酒類として飲用することができない処置を施すべき旨を命ずることができる。

（承認を受ける義務）

第五十条 同上

一 第三条第三号ロの規定に該当する清酒を製造しようとするとき。
二・三 同上

四 第三条第九号イ、ロ又はニに掲げる酒類をスピリッツの製造の原料に供しようとするとき。

五 酒類に水その他の物品（酒類を含む。）を混和しようとするときで政令で定める場合。ただし、前各号の一に該当する場合を除く。

六 同上

七 前各号のほか、酒類の製造、貯蔵又は販売に関し酒税の取締り又は保全上必要がある場合で政令で定めるとき。

2 税務署長は、前項各号の場合において、酒税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除いては、同項の承認を与えるものとする。

第五十四条 第七条第一項又は第八条の規定による免許を受けないで、酒類、酒母

酒母又はもろみを製造した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

又はもろみを製造した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の犯罪に着手してこれを遂げない者についても、同項と同様とする。

3 前二項の犯罪に係る酒類、酒母又はもろみに対する酒税相当額（酒母又はもろみについては、その他の醸造酒とみなして計算した金額）の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、前二項の罰金は、五十万円を超えて当該相当額の三倍以下とすることができる。

4・5 省 略

6 第一項又は第二項の行為に係る酒母又はもろみはその他の醸造酒とみなし、当該酒母又はもろみを製造した者から、直ちにその酒税を徴収する。ただし、第四項の規定により没収された酒母又はもろみには、酒税を課さない。

4・5 同 上

6 第一項又は第二項の行為に係る酒母又はもろみはその他の雑酒とみなし、当該酒母又はもろみを製造した者から、直ちにその酒税を徴収する。ただし、第四項の規定により没収された酒母又はもろみには、酒税を課さない。

2 前項の犯罪に着手してこれを遂げない者についても、前項と同様とする。

3 前二項の犯罪に係る酒類、酒母又はもろみに対する酒税相当額（酒母又はもろみについては、その他の雑酒とみなして計算した金額）の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、前二項の罰金は、五十万円を超えて当該相当額の三倍以下とすることができる。

第五十六条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定による販売業免許を受けないで酒類の販売業をした者

二・三 省 略

四 第四十三条第十二項の規定に違反した者

五・七 省 略

2 省 略

3 第一項第五号の場合において、酒類、酒母又はもろみの製造者が判明しないときは、酒類については、犯人から、直ちにその酒税を徴収し、酒母又はもろみについては、当該酒母又はもろみをその他の醸造酒とみなして、犯人から、直ちにその酒税を徴収する。ただし、前項の規定により没収された酒類、酒母又はもろみには、酒税を課さない。

第五十八条 省 略

2・3 省 略

4 第一項第五号の酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徴収する。

第五十九条 省 略

2 前項第二号の酒母又はもろみは、その他の醸造酒とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徴収する。

2 同 上

2 同 上

3 第一項第五号の場合において、酒類、酒母又はもろみの製造者が判明しないときは、酒類については、犯人から、直ちにその酒税を徴収し、酒母又はもろみについては、当該酒母又はもろみをその他の雑酒とみなして、犯人から、直ちにその酒税を徴収する。ただし、前項の規定により没収された酒類、酒母又はもろみには、酒税を課さない。

第五十八条 同 上

2・3 同 上

4 第一項第五号の酒母又はもろみは、その他の雑酒とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徴収する。

第五十九条 同 上

2 前項第二号の酒母又はもろみは、その他の雑酒とみなし、製造者から、直ちにその酒税を徴収する。

(たばこ税法の一部改正)

第八条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

(税率)

- 第十一條　たばこ税の税率は、千本につき三千九百六十一円とする。
2　特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業の承継）に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき七千九百二十四円とする。

附 則

(税率に係る経過措置)

- 第二条　たばこ事業法附則第二条（たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止）の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二号）第一条第一項（製造たばこの種類及び最高価格）に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千八百八十一円とする。

(税率)

- 第十一條　たばこ税の税率は、千本につき三千五百三十六円とする。
2　特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業の承継）に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき七千九百二十四円とする。

附 則

(税率に係る経過措置)

- 第二条　たばこ事業法附則第二条（たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止）の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二号）第一条第一項（製造たばこの種類及び最高価格）に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千六百七十九円とする。

(自動車重量税法の一部改正)

第九条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(課税標準及び税率)

第七条 自動車重量税の課税標準は、検査自動車及び届出軽自動車の数量とし、その税率は、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる金額(臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

一 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が三年と定められているもの(道路運送車両法第六十一条第三項(自動車検査証の有効期間の短縮)の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。)

イ 乗用自動車(口及びハに掲げる自動車を除く。)

(1) 車両重量が〇・五トン以下のもの

七千五百円

(2) 車両重量が〇・五トンを超えるもの

車両重量〇・五トン又はその端数ごとに七千五百円

2・3 省略
口 軽自動車
ハ 二輪の小型自動車

七千五百円

四千五百円

(課税標準及び税率)

第七条 同上

一 同上

イ 乗用自動車(口に掲げる自動車を除く。)

(1) 同上

(2) 同上

口 同上

2・3 同上
二・四 同上
同上

(国税通則法の一部改正)

第十条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

(郵送等に係る納税申告書等の提出時期)

第二十二条 納税申告書(当該申告書に添付すべき書類その他当該申告書の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。)その他の国税局長官が定める書類が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物に通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認めらるべきは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその提出がされたものとみなす。

(課税標準申告)

第三十一条 省略

2 第二十二条第一項(納税申告書の提出先)及び第二十二条(郵送等に係る納税申告書等の提出時期)の規定は、前項の申告書(以下「課税標準申告書」という。)について準用する。

(国税の徴収の所轄庁)

第四十三条 省略

2 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税については、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める税務署長は、前項本文の規定にかかわらず、当該各号に規定する国税について徴収に係る処分をすることができる。

一・二 省略

3 省略

4 税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、その徴収する国税について他の税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができる。

5 前二項の規定により徴収の引継ぎがあつたときは、その引継ぎを受けた国税局长、税務署長又は税関長は、遅滞なく、その旨をその国税を納付すべき者に通知するものとする。

(更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例)

第四十四条 省略

(郵送等に係る納税申告書の提出時期)

第二十二条 納税申告書(当該申告書に添付すべき書類その他当該申告書の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。)が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその提出がされたものとみなす。

(課税標準申告)

第三十一条 同上

2 第二十二条第一項(納税申告書の提出先)及び第二十二条(郵送等に係る納税申告書の提出時期)の規定は、前項の申告書(以下「課税標準申告書」という。)について準用する。

(国税の徴収の所轄庁)

第四十三条 同上

2 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める税務署長は、前項本文の規定にかかわらず、当該各号に規定する国税について徴収に係る処分をすることができる。

一・二 同上

3 同上

4 前項の規定により徴収の引継ぎがあつたときは、その引継ぎを受けた国税局長は、遅滞なく、その旨をその国税を納付すべき者に通知するものとする。

(更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例)

第四十四条 同上

2 前条第五項の規定は、前項の規定により徴収の引継ぎがあつた場合について準用する。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により徴収の引継ぎがあつた場合について準用する。

(国税局長又は税関長が徴収する場合の読替規定)

第四十五条 第四十三条第一項ただし書（税関長による徴収）の規定により税関長が徴収する場合若しくは同条第四項若しくは前条第一項の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第四十三条第三項（徴収の引継ぎ）若しくは前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合におけるこの章（第三十一条第三項（繰上保全差押）、第三十九条（強制換価の場合の消費税等の徴収の特例）及びこの節を除く。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ「税関長」若しくは「税関」又は「国税局長」若しくは「国税局」とする。

(納税の猶予の要件等)

第四十六条 税務署長（第四十三条第一項ただし書、第三項若しくは第四項又は第四十四条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行う場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。）は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがあるときは、政令で定めるところにより、その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限（納税の告知がされていない源泉徴収による国税については、その法定納期限）から一年以内の期間（第三号に掲げる国税については、政令で定める期間）を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

一〇三省略

257省略

(納付委託)

第五十五条 納税者が次に掲げる国税を納付するため、国税の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その証券の取立てとその取り立てた金銭による当該国税の納付を委託しようとする場合には、税務署（第四十三条第一項ただし書、第三項若しくは第四項又は第四十四条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定

(国税局長又は税関長が徴収する場合の読替規定)

第四十五条 第四十三条第一項ただし書（税関長による徴収）の規定により税関長が徴収する場合若しくは前条第一項の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第四十三条第三項（徴収の引継ぎ）若しくは前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合におけるこの章（第三十一条第三項（繰上保全差押）、第三十九条（強制換価の場合の消費税等の徴収の特例）及びこの節を除く。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ「税関長」若しくは「税関」又は「国税局長」若しくは「国税局」とする。

(納税の猶予の要件等)

第四十六条 税務署長（第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行う場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。）は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがあるときは、政令で定めるところにより、その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限（納税の告知がされていない源泉徴収による国税については、その法定納期限）から一年以内の期間（第三号に掲げる国税については、政令で定める期間）を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

一〇三同上

257同上

(納付委託)

第五十五条 納税者が次に掲げる国税を納付するため、国税の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その証券の取立てとその取り立てた金銭による当該国税の納付を委託しようとする場合には、税務署（第四十三条第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定

の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行う場合には、その税關又は國税局。以下この条において同じ。)の当該職員は、その証券が最近において確實に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

一・三 省 略

二・四 省 略

(延滞税)

第六十条 省 略

2 延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限（純損失の繰戻し等による還付金額が過大であつたことにより納付すべきこととなつた国税、輸入の許可を受けて保税地域から引き取られる物品に対する消費税等（石油石炭税法第十七条第三項（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付）の規定により納付すべき石油石炭税を除く。）その他政令で定める国税については、政令で定める日）の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限（延納又は物納）の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項並びに第六十三条第一項、第四項及び第五項（納税の猶予等の場合の延滞税の免除）において同じ。）までの期間又は納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、その未納の税額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3・4 省 略

(利子税)

第六十四条 延納若しくは物納又は納税申告書の提出期限の延長に係る国税の納稅者は、国税に関する法律の定めるところにより、当該国税にあわせて利子税を納付しなければ付しなければならない。

2・3 省 略

(過少申告加算税)

第六十五条 期限内申告書（還付請求申告書を含む。第三項において同じ。）が提

により税関長又は国税局長が国税の徴収を行なう場合には、その税關又は國税局。以下この条において同じ。)の当該職員は、その証券が最近において確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2・4 同 上

(延滞税)

第六十条 同 上

2 延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限（純損失の繰戻し等による還付金額が過大であつたことにより納付すべきこととなつた国税、輸入の許可を受けて保税地域から引き取られる物品に対する消費税等（石油石炭税法第十七条第三項（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付）の規定により納付すべき石油石炭税を除く。）その他政令で定める国税については、政令で定める日）の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限（延納又は物納）の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項並びに第六十三条第一項、第四項及び第五項（納税の猶予等の場合の延滞税の免除）において同じ。）までの期間又は納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、その未納の税額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3・4 同 上

(利子税)

第六十四条 延納又は納税申告書の提出期限の延長に係る国税の納稅者は、国税に関する法律の定めるところにより、当該国税にあわせて利子税を納付しなければならない。

2・3 同 上

(過少申告加算税)

第六十五条 期限内申告書（還付請求申告書を含む。第三項において同じ。）が提

出された場合（期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。）において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2 省略

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 期限内申告税額 期限内申告書（次条第一項ただし書又は第六項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）の提出に基づき第三十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）

イ・二 省略

4・5 省略

（無申告加算税）

第六十六条 次の各号のいづれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一・二 省略

2 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号の修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額）が五十万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかるらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前項において、累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告書の提出又は更正

3 同上

一 同上

二 期限内申告税額 期限内申告書（次条第一項ただし書の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）の提出に基づき第三十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）

イ・二 同上

4・5 同上

（無申告加算税）

第六十六条 次の各号の一に該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一・二 同上

2 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号の修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額）が五十万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかるらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前項において、累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告書の提出又は更正

出された場合（期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書の規定の適用があるときを含む。）において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2 省略

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

一 省略

二 期限内申告税額 期限内申告書（次条第一項ただし書の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）の提出に基づき第三十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）

イ・二 省略

4・5 省略

（無申告加算税）

第六十六条 次の各号の一に該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一・二 同上

2 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号の修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額）が五十万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかるらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前項において、累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告書の提出又は更正